

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。
- 当資料でご紹介しております商品の「契約概要」などを希望される場合には、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口にご請求ください。

保険金・給付金等のお支払いについて

- 傷害死亡保険金のお支払いにあたっては、原因となる傷害が責任開始時以後に生じることが必要となります。

保険名称	お支払事由の概要	お支払いする保険金・給付金額等の内容	お支払いする金額
傷害保障重点期間設定型長期定期保険*1	第1保険期間	傷害を直接の原因として死亡されたとき*2	傷害死亡保険金
		傷害以外で死亡されたとき(傷害死亡保険金が支払われないとき)	死亡保険金
	第2保険期間	死亡されたとき	死亡保険金

- *1 所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
- *2 対象となる傷害には疾病・老衰は含まれません。傷害に該当する事例・該当しない事例は例えば以下のとおりです。
該当する事例：交通事故・転倒・転落・溺水・食物等を詰まらせての窒息・炎天下等の高温による熱中症・登山での低酸素状態による適応不全症(高山病)等
該当しない事例：疾病による心不全・誤嚥性肺炎・感染症・エコノミークラス症候群等
なお、傷害を原因として死亡したときであっても、疾病を主たる原因として死亡したと認められる場合は、傷害死亡保険金をお支払いできません。
- *3 責任準備金は、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金であり、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。また、責任準備金は経過月毎に変わります。

1 解約払戻金について

- 解約払戻金は経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の途中から次第に減少し、満了時にはなくなります。解約払戻金額は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。(解約払戻金の水準は保険種類等によって異なります。)
- 解約日時時点で、未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。

2 高額割引制度について

- 割引適用基準額が3,000万円以上の場合には、高額割引制度を適用し、保険料の割引を行います。割引適用基準額が5,000万円以上の場合には、さらに優遇された割引を適用します。
- 減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

3 契約貸付制度について

- 貸付期間は貸付日から1年間です。

- 契約貸付の貸付金には利息がつきます。利息は、所定の利率により複利で計算します。この利率は金融情勢等により変動することがあります。
- 解約払戻金の減少や貸付金に対する利息により、貸付の元金金が解約払戻金を超過した場合、保険期間の途中でご契約を解除します。なお、一旦解除されたご契約を元に戻すことはできません。

4 保険料払込済の終身保険(払済保険)への変更について

- 通常、変更前に比べ、変更後の保険金額は小さくなります。
- 払済保険には変更日の終身保険の約款を適用し、払済保険金額は、変更前契約の解約払戻金額、変更日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 払済保険へ変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合等は、払済保険への変更はできません。
- 申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は利用できません。

配当について

- 配当金は、当社所定の利率により計算した利息をつけて積立てます。この利率は金利水準等により変動することがあります。
- 当社の決算状況等によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。

<保険料・返戻率表について>

※解約払戻金、経過年数別返戻率および参考返戻率は各年の計算基準日前日に対応する日の概算数値を表示しております。〔返戻率:解約払戻金÷累計保険料〕〔参考返戻率:解約払戻金÷(累計保険料-損金算入額累計×法人税等実効税率)〕※当資料においては、毎年、保険料の損金算入額相当の益金があることを前提に、実際の税制に関わらず契約時から保険期間満了まで法人税等実効税率33.8%が続くと仮定〕※当資料は、保険契約を解約された場合に一時金で受取られる解約払戻金の全額を、役員退職慰労金の財源としてご活用いただくことを前提に計算しております。したがって参考返戻率は、解約払戻金の受取りにより生じる益金への課税は考慮していません。※ご契約の解約時期によっては、解約時点で計算した解約払戻金および既に払込まれた保険料のうち未経過期間に対応する保険料相当額(その他お支払金)等をお支払いするため、記載の返戻率と異なることがあります。※ご契約の内容によっては、ご加入から保険金のお支払事由が生じるまでの期間により、払込保険料の合計額がお支払いする保険金額を上回る場合があります。※おからの状態によって、特別保険料をお払込みいただく場合、記載と異なる数値になります。※記載の保険料は、平成29年4月2日(計算基準日)現在のものです。

その他の注意事項

- 当資料の記載内容は、計算基準日における被保険者の年齢・保険料率・取扱条件を前提としています。
- 当資料における年齢は、満年齢で記載しております。
- ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日(契約応当日)ごとに1歳を加えて計算しております。

その他の保険種類をご覧になる場合は「日本生命の保険種類のご案内」をご確認ください。

「日本生命の保険種類のご案内」は、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口(ニッセイ・ライフプラザ)にご請求ください。



引受保険会社

日本生命保険相互会社

本 店：〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部：〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021(ニッセイコールセンター)

ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。 (©日本29-H-382,H29.3.25,営業開発G)(No.3425)



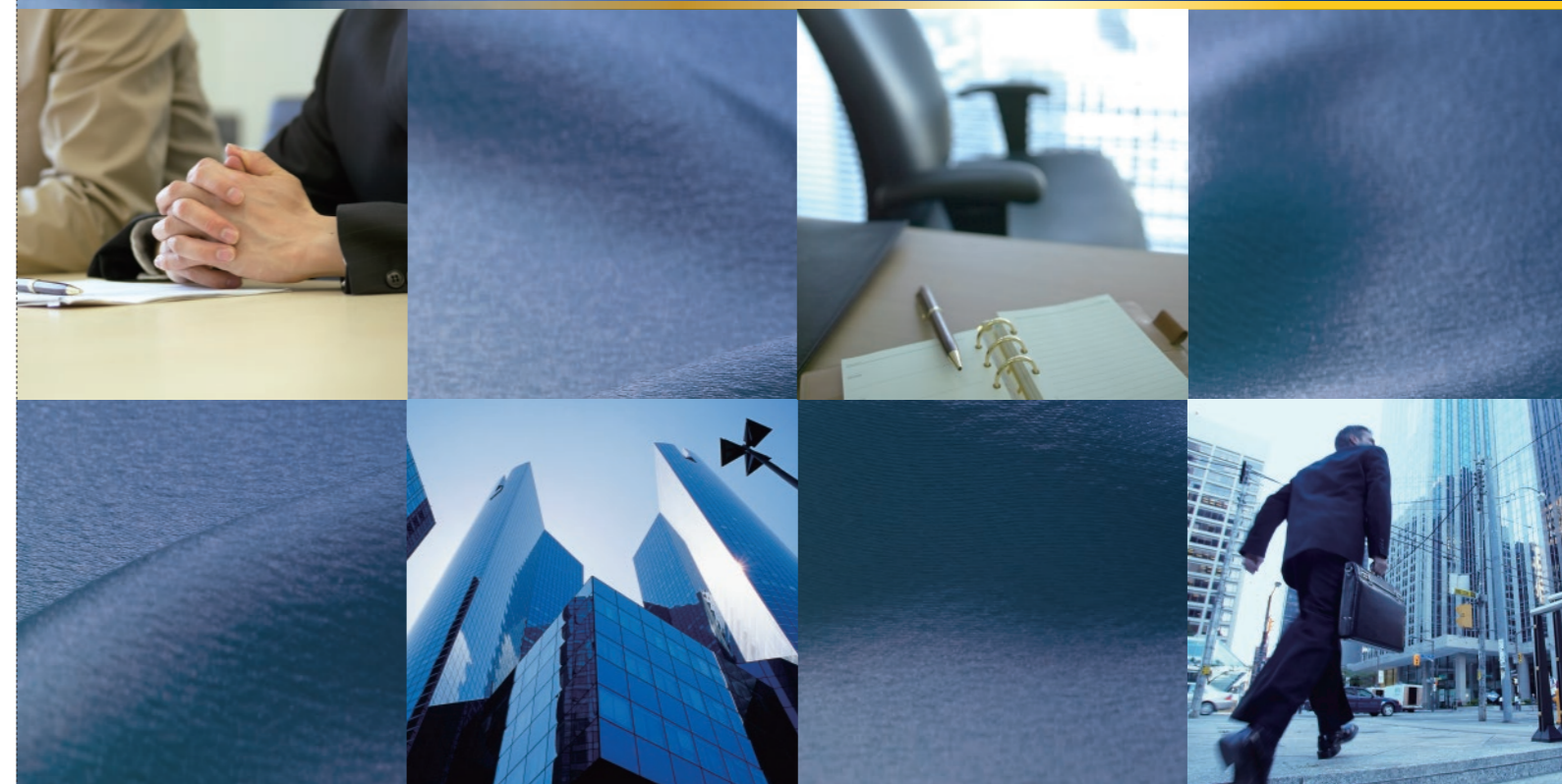
プラチナフェニックス

ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険



経営者様だからこそ考えていただきたい

所定の期間の「傷害による死亡への備え」や、その後、一定期間の「死亡への備え」、そして「ご勇退資金確保への備え」のためにお役に立てる商品です。



ベストドクターズ®・サービス

をご利用になれます。

※詳細は中面をご確認ください。



日本生命保険相互会社

プラチナフェニックス

ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険



保険期間が長期にわたる経営者向けの商品です。
長期にわたる(傷害)死亡保障が確保できることに加え、
資産形成効果が高く、退職慰労金等の財源準備にも適しています。

必ずお読みください

- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。
- それぞれの制度・お支払事由に関する制限事項やお取扱いできない事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点(裏面)」を必ずご覧ください。
- 当資料の●付数字につきましては、「ご検討に際してご留意いただきたい点(裏面)」の該当箇所を示しておりますので、あわせてご確認ください。

ポイント 1

万一のとき、(傷害)死亡保険金を事業保障資金等の財源として活用できます!

事業保障資金、死亡退職金・弔慰金、事業承継資金等の財源とすることで、万一のときの会社の資金不足や遺族・後継者に対する資金確保等に備えることができます。

お支払いする(傷害)死亡保険金について

※右記の【商品イメージ】をご参照ください。

第1保険期間中は、傷害*1で死亡されたときに重点的に備えており、傷害以外で死亡されたときの死亡保険金Bは、傷害死亡保険金Aの金額を下回ります。また、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。

*1 対象となる傷害には疾病・老衰は含まれません。対象となる傷害についての詳細は、「ご検討に際してご留意いただきたい点(裏面)」をご覧ください。

第2保険期間中に死亡されたときの死亡保険金CはAと同額となります。

万一のときの必要資金

■ 事業保障資金の財源

経営者が万一のときは、金融機関からの信用が一時的に低下する可能性があり、流動性のある資金準備が必要です。

考えられるケース	● 新規借入に伴う金利や手形取引の条件が厳しくなる
	● 新規借入を断られるだけでなく、借入金の返済を求められる
	● 担保の追加提供や保証人の追加を求められる

■ 死亡退職金・弔慰金の財源

遺族の生活資金を確保するための資金となる、死亡退職金や弔慰金の支給財源の準備が必要です。

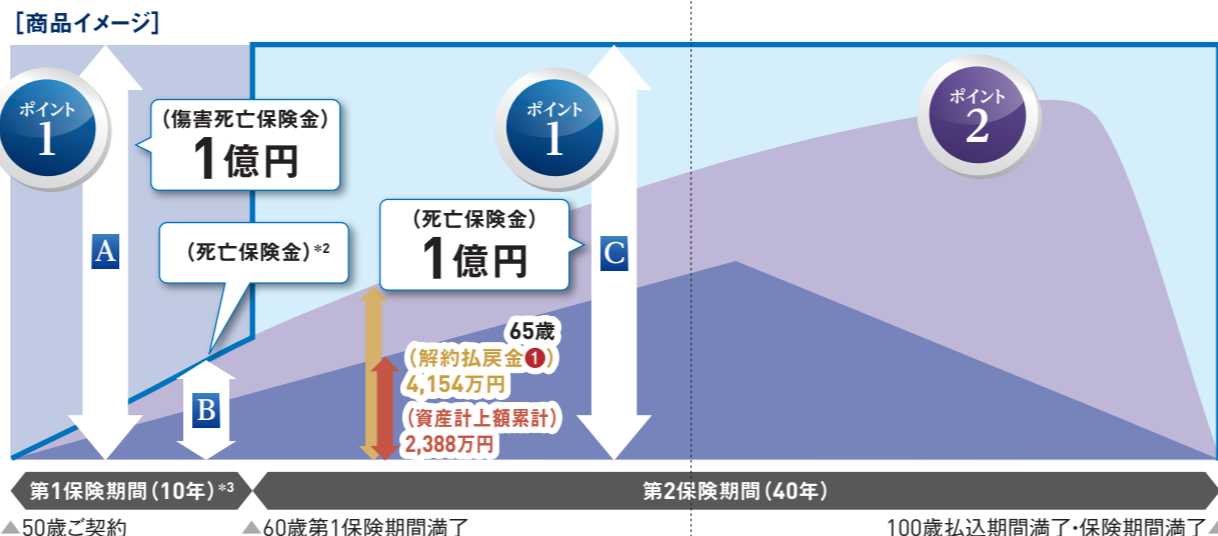
死亡退職金の目安	右ページ下部に、「適正退職慰労金水準」を記載しておりますので、ご参照ください。
弔慰金の目安	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務上の死亡 …… 報酬月額×36カ月(3年分) ● 業務外の死亡 …… 報酬月額×6カ月(半年分) ※相続税法基本通達3-20に基づく弔慰金等の上限

■ 事業承継資金の財源

自社株は経営者にとって、相続時にはその評価の高騰等から、円滑な事業承継をするうえでの悩みの種となり得ます。悩みの解決策の一つに自社株を会社で買取ることで後継者の納税資金を確保する方法があります。そのための買取資金の準備があれば安心です。

保険期間満了時の被保険者の年齢等により「1/2損金タイプ」「全額損金タイプ」を選択できます。

【ご提案例】	年払・口座振替扱	【割引後の合計保険料】	
● 契約年齢 …… 50歳	● 第1保険期間満了 …… 60歳	年払の場合	3,184,300円
● 払込・保険期間満了 …… 100歳	● 保険金額 …… 1億円		
● 1/2損金タイプ		【高額割引制度②】による割引額 ……	329,100円
【契約形態】	● 契約者：法人 ● 被保険者：役員 ● 受取人：法人		



▲ 50歳ご契約 ▲ 60歳第1保険期間満了 ▲ 100歳払込期間満了・保険期間満了 ▲

*2 責任準備金と同額となります。責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金であり、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。また、責任準備金は経過毎月に変ります。上記ご提案例の場合、第1保険期間満了時の死亡保険金額は、2,930万円となります。

*3 第1保険期間は、加入時にお客様のニーズに合わせ、所定の範囲内で設定可能です。

保険料・返戻率表

※()内の金額は高額割引制度による割引額、【 】内の割合は参考返戻率 (資産計上額累計について、万円未満は切捨て)

	30歳		40歳		50歳		60歳			
	1/2損金	全額損金	1/2損金	全額損金	1/2損金	全額損金	1/2損金	全額損金		
第1保険期間	30年	20年	10年	10年	10年	10年	10年	10年		
損金タイプ	100歳	70歳	100歳	72歳	100歳	77歳	100歳	82歳		
払込満了	100歳	70歳	100歳	72歳	100歳	77歳	100歳	82歳		
年払保険料 (高額割引制度による割引額)	1,904,900円 (217,800円)	446,400円 (91,000円)	2,402,500円 (261,100円)	678,500円 (111,200円)	3,184,300円 (329,100円)	1,357,300円 (170,200円)	4,316,400円 (427,500円)	2,230,100円 (246,100円)		
経過年数	返戻率 【参考返戻率】	資産計上額累計 【参考返戻率】	返戻率 【参考返戻率】	資産計上額累計 【参考返戻率】	返戻率 【参考返戻率】	資産計上額累計 【参考返戻率】	返戻率 【参考返戻率】	資産計上額累計 【参考返戻率】		
男性	10年	91.9% 【110.6%】	952 万円	68.9% 【104.2%】	1,201 万円	74.8% 【113.0%】	1,592 万円	82.2% 【124.3%】	2,158 万円	85.2% 【128.8%】
	20年	93.6% 【112.7%】	1,904 万円	69.1% 【104.3%】	2,402 万円	74.5% 【112.5%】	3,184 万円	43.1% 【65.1%】	4,316 万円	19.5% 【29.5%】
	30年	95.3% 【114.7%】	2,857 万円	67.9% 【102.6%】	3,603 万円	17.2% 【26.1%】	4,776 万円	—	61.8% 【82.8%】	3,237 万円
	40年	91.3% 【109.9%】	3,809 万円	0.0% 【0.0%】	3,603 万円	—	65.9% 【90.9%】	2,388 万円	0.0% 【0.0%】	0 万円
女性	10年	92.1% 【110.8%】	821 万円	55.4% 【83.8%】	1,013 万円	65.2% 【98.5%】	1,296 万円	77.8% 【117.6%】	91.5% 【110.2%】	1,735 万円
	20年	93.9% 【113.0%】	1,643 万円	56.1% 【84.7%】	2,026 万円	65.5% 【98.9%】	2,593 万円	39.6% 【59.8%】	81.5% 【98.1%】	3,470 万円
	30年	95.7% 【115.2%】	2,465 万円	55.9% 【84.4%】	3,039 万円	14.0% 【21.2%】	3,890 万円	—	69.3% 【92.9%】	2,602 万円
	40年	94.0% 【113.2%】	3,287 万円	0.0% 【0.0%】	3,039 万円	—	73.5% 【101.3%】	1,945 万円	0.0% 【0.0%】	0 万円

※上記の保険料・返戻率表に記載の内容については、「ご検討に際してご留意いただきたい点(裏面)」をご覧ください。

ポイント 2

ご勇退のとき、解約払戻金①を退職慰労金として活用できます!

保険期間が長期にわたるので、保険料の中から積立てる責任準備金の割合が大きく、資産形成効果が高くなっています。

【現金】と【利益(益金)】の2つを同時に確保できます。(左記ご提案例の場合)

解約払戻金①を「現金」で受取ることができます。また、解約払戻金①の受取時には、解約払戻金①と資産計上額の差額が「益金」として計上されます。※保険期間の一部を除きます。

(例)ご勇退のときプラチナフェニックスを解約された際に、解約払戻金が4,154万円・前払保険料の資産計上額が2,388万円の場合、1,766万円が雑収入として益金計上されます。

	借方	貸方
(当座預金)	4,154万円	(前払保険料)
		(雑収入)
		2,388万円
		1,766万円

ご勇退のとき、退職慰労金が2,000万円だとすると退職慰労金支払時の経理処理で生じる損金に対し、解約払戻金受取時の経理処理で生じる益金を充当することで、企業財務に影響することなく、退職慰労金をお支払いいただけます。

雑収入(益金)2,000万円 ↔ ご勇退資金(損金)2,000万円

【退職所得】にかかる税金は【給与所得】に比べて、優遇されています。

退職所得にかかる税金=(退職慰労金-退職所得控除額)×1/2×税率【分離課税】

退職所得控除額は以下の算式に基づいて算出されます。
 勤続年数 20年以下 …… 退職所得控除額 = 40万円×勤続年数(最低80万円)
 勤続年数 20年超 …… 退職所得控除額 = 70万円×(勤続年数-20年)+800万円

勤続年数	20年	25年	30年	35年	40年	45年
退職所得控除額	800万円	1,150万円	1,500万円	1,850万円	2,200万円	2,550万円

*役員としての勤続年数が5年以下の方には適用されません。

【退職慰労金】と【役員報酬】の手取額の比較

退職慰労金で受取の場合				手取額差 A-B	役員報酬で受取の場合			
退職慰労金額(万円)	税金(万円)	実効税率(%)	手取額A(万円)		報酬金額(万円)	税金(万円)	実効税率(%)	手取額B(万円)
3,000	約131	約4.4	約2,869	約940万円	3,000	約1,071	約35.7	約1,929
4,000	約313	約7.8	約3,687	約1,267万円	4,000	約1,580	約39.5	約2,420
5,000	約531	約10.6	約4,469	約1,591万円	5,000	約2,122	約42.4	約2,878

※給与所得の他に収入なし。勤続35年・4人家族の場合で所得控除は基礎控除と一般扶養控除のみの前提。配偶者(特別)控除・社会保険料控除等は考慮していません。

ご夫婦ともに役員の場合、退職慰労金を2人で受取ると退職所得控除が夫婦それぞれで使えるのでさらに有利になります。

役員の退職慰労金について、税務上の適正水準は、一般に以下のような算式に基づいて算出されます。(税務上の適正水準を超えた場合は損金算入を認められないこともあります。)

適正退職慰労金水準 (退職時の最終報酬月額×通算役員在任年数×功績倍率) 方式の場合
 適正退職慰労金 = 最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率

役員別功績倍率例
 会長 2.2倍 社長 2.4倍 専務 2.1倍 常務 2.0倍 其他役員(取締役など) 1.8倍

※(株)セールス手帖社保険FPS研究所「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」

※記載の数字は、積立配当金を考慮していません。積立配当金は毎年の決算状況により変動し、配当金がない年度もあります。
 ※税務の取扱いについて詳しくは「税務の取扱いに関する留意点」を必ずご確認ください。



簡単な3つの告知でご加入いただけます。

3つの告知項目に該当しない方ならご加入いただけます。

- ①現在、入院していますか。もしくは、医師から、今後1カ月以内の治療・検査を目的とした入院をすすめられていますか。
- ②2年以内に、病気で、2週間以上続けて入院をしたことがありますか（正常分娩による入院はのぞきます）。
- ③5年以内に、以下の【表】に記載された病気で、医師による診療（問診・診察・検査・治療・投薬）をうけたことがありますか。

【表】	心臓・血管	狭心症・心筋こうそく・心筋症・大動脈瘤
	脳・精神・神経	脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）・統合失調症・うつ病・アルコール依存症
	肝臓	肝硬変
	腎臓	腎不全
	悪性新生物	悪性新生物（がん・肉腫・白血病・リンパ腫など）
	その他の病気	糖尿病（インスリン治療中のもの）・糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経症・こうげん病

※すべて「いいえ」と告知いただいた場合でも、職業や過去に当社へ提出いただいたお客様の健康状態に関する資料の内容等によってはお引受けできない場合がございます。

※保険金額が高額な場合等、ご契約内容によっては医師の診査が必要になる場合がございます。

※上記の告知項目に該当する場合でもお申込みいただける場合がございます。

※契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。告知項目で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく入力もしくは記入（告知）ください。



便利な制度等もご利用になれます。

契約貸付制度③がご利用になれます。

一時的に資金が必要になったとき、所定の金額まで契約貸付制度③をご利用になれます。

保険料払込済の終身保険に変更④することができます。

保険料払込済の終身保険に変更した後、個人に名義変更（退職金の現物支給）することで、保険料のお払込みなしに「**経営者個人の相続対策**」等へのご利用もできます。

※名義変更時の解約払戻金相当額が、退職所得として所得税・住民税の課税対象になります。

「社員やご家族のためにも自分が納得できる治療を受けたい…」そう思われている、責任ある立場の方々へ

「万一のとき」
「ご勇退のとき」
だけではない
サポート!

当資料に記載の「プラチナフェニックス」の被保険者様は、

ベストドクターズ・サービスを
無料でご利用になれます!

※治療費・セカンドオピニオンの取得にかかわる費用等は全て利用者ご本人でご負担いただけます。

ベストドクターズ・サービスのご利用にあたって

- ベストドクターズ・サービス（以下、「当サービス」）は、ベストドクターズ社が提供するサービスであり、日本生命（以下、「当社」）の提供する保険またはサービスではありません。ご利用に関して生じた損害について当社は責任を負いません。
- 当サービスは、以下のいずれかのご契約の被保険者様がご利用になれます。・「みらいのカタチ」[ただし、「継続サポート3大疾病保障保険」]「3大疾病保障保険」または「総合医療保険」を含むご契約に限る。・「出産サポート給付金付3大疾病保障保険」・「こども総合医療保険」・「長期定期保険」・「傷害保障重点期間設定型長期定期保険」・「通増定期保険」[ただし、通増定期保険（有配当2012）に限る]・「みらいサポート」等の「総合医療特約を付加したご契約」・「マイメディカル（総合医療保険）」なお、被保険者様ご本人が病名をご存知ない場合等には、被保険者様の所定のご家族の方がご利用になれます。（この場合、被保険者様が利用された場合と同様のお取扱いとなります。）
- 当サービスは所定の疾患と診断確定された場合ご利用になれます。なお、当サービスの対象となる疾患や診断確定の基準等は、当社の提供する商品のものとは異なります。
- 当サービスご利用のお申込みは、当社との保険契約についての保険金・給付金等のご請求を兼ねるものではございません。保険金・給付金等のご請求は、当社が定めるお手続きに従って行っていただきます。
- 記載の内容は平成29年4月現在のものであり、今後当サービスの内容を変更または廃止する場合があります。



Best Doctors、ベストドクターズ、star-in-crossロゴ、
Best Doctors in Japanは米国およびその他の国におけるBest Doctors, Inc.の商標です。

当サービスの詳しい内容や利用方法につきましては、当社ホームページをご覧ください。

A 1/2損金タイプ

契約時の年齢と保険期間の関係が、
契約年齢+保険期間>70 かつ 契約年齢+保険期間×2>105

保険料支払時

■ 期間に応じた経理処理

[昭和62年6月16日直法2-2(例規)、平成8年7月4日課法2-3(例規)により改正、平成20年2月28日課法2-3、課審5-18により改正]

① 保険期間の当初6割相当期間*

支払保険料の1/2を定期保険料として損金算入、1/2を前払保険料として資産に計上ください。

* 1年未満の端数がある場合には、その端数を切捨てた期間とします。

借方		貸方	
(定期保険料)	XXXXX円	(当座預金)	XXXXX円
(前払保険料)	XXXXX円		

② 保険期間の残り4割相当期間

支払保険料は定期保険料として全額損金に算入ください。あわせて、①で資産計上した前払保険料累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入ください。

借方		貸方	
(定期保険料)	XXXXX円	(当座預金)	XXXXX円
		(前払保険料)	XXXXX円

保険金受取時

保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入ください。

借方		貸方	
(当座預金)	XXXXX万円	(前払保険料)	XXXX万円
		(配当金積立金)	X万円
		(雑収入)	XXXX万円

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入ください。

借方		貸方	
(当座預金)	XXXXX万円	(前払保険料)	XXXX万円
		(配当金積立金)	X万円
		(雑収入)	XXXX万円

配当金(積立通知受取時)

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入ください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上ください。

借方		貸方	
(配当金積立金)	XXXX円	(雑収入)	XXXX円

B 全額損金タイプ

上記Aに該当しないもの

保険料支払時

[法人税基本通達9-3-5]

法人が支払った保険料は、全額を定期保険料として損金に算入ください。

借方		貸方	
(定期保険料)	XXXXX円	(当座預金)	XXXXX円

保険金受取時

保険金を受取った場合、配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入として益金に算入ください。

借方		貸方	
(当座預金)	XXXXX万円	(配当金積立金)	X万円
		(雑収入)	XXXXX万円

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入ください。

借方		貸方	
(当座預金)	XXXXX万円	(配当金積立金)	X万円
		(雑収入)	XXXXX万円

配当金(積立通知受取時)

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入ください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上ください。

借方		貸方	
(配当金積立金)	XXXX円	(雑収入)	XXXX円

税務の取扱いに関するご留意点

- 税務の取扱い等については、平成29年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務の取扱い等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。